

茨城県提案型共助社会づくり支援事業実施要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、茨城県（以下「県」という。）が、県内の市町村（以下単に「市町村」という。）と連携し、行政だけでは解決が難しい喫緊の地域課題の解決に向けたNPO（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人等）や企業等が実施する事業に対して助成することで、NPO等が地域課題解決に取り組むことを促進する「茨城県共助社会づくり支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 県は、茨城県総合計画の目的に合致する社会貢献事業（行政機関の補助事業や業務委託、介護保険事業等の既存制度により実施するものは対象外）に対して助成金を交付するとともに、成功事例については、他市町村も含めた事業の広域化に向けた支援を行う。
- 2 市町村は1の助成金の交付決定を受けた事業者に対し、県と協調して助成金を交付する。ただし、広域又は全県域で展開する事業については、県単独で助成金を交付することができることとする。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 喫緊の地域課題 少子高齢化による社会の変化等を原因とした、今後ますます深刻化が予想され、地域レベルで支援を必要としている者に対して直接支援を行うことにより解決を促進していく必要がある課題。
(例) 独居高齢者の見守り、居場所づくり、移動困難者の支援、子育て支援、子ども食堂、防災対策等
- 2 社会貢献事業 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、NPO等により自発的に行われる活動やビジネス
- 3 助成事業に係る事業収入 サービス受益者からの利用料、助成事業のパンフレット等を利用した広告収入、助成事業に用途が指定された寄附金・協賛金等、事業を実施することによって得られる収入。団体運営費を対象とした補助金、当該助成事業以外の事業収入、使用目的の指定のない会費や寄附金は対象とならない。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成事業の実施主体

助成金の交付対象者は、喫緊の地域課題の解決に向けた事業を実施するNPO等であって、以下の(1)または(2)に該当するものとします。

(1) 法人で、次のいずれにも該当するもの

- ① 宗教活動や政治活動を行う法人でないこと

- ② 特定の公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う法人でないこと
 - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人でないこと
- (2) 任意団体（人格なき社団）で、次のいずれにも該当するもの
- ① 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
 - ② 団体の構成員が 5 名以上であること
 - ③ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
 - ④ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
 - ⑥ 特定の公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
 - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

2 助成対象事業の要件

- (1) 行政だけでは解決が難しい喫緊の地域課題の解決を目的としていること
- (2) 市町村を事業区域として実施する事業の場合は、県と市町村で連携して事業者を助成できること（広域又は県全域を事業区域として展開する事業については、この限りでない。）
- (3) 新規事業又は既存事業の拡充であること
- (4) 支援を必要とする者に対する直接的、継続的な支援活動であり、助成事業終了後も引き続き自立した事業展開が期待できること

3 助成金交付の条件

- (1) 1 市町村（または市町村内の地区）を区域として実施する事業については、県及び事業実施区域の市町村が連携して、事業費（助成対象経費）の 3 分の 1 ずつ助成金を交付すること。
- (2) 広域または全県を区域として実施する事業については、県が事業費（助成対象経費）の 3 分の 2 の助成金を交付し、市町村の負担は発生しないこと。
- (3) 車両の購入又は施設改修を実施する事業について助成する場合は、原則として実施した年度から起算して 5 年間は事業を継続することが可能な場合のみ、助成金を交付すること。
- (4) 助成事業に係る事業収入が事業費（助成対象経費）の 3 分の 1 を超えた場合は、助成事業に係る事業収入の全額を事業者負担額とし、超えた分に応じて県及び市町村は負担額を減額すること。

4 助成対象経費

茨城県における助成金の交付対象とする経費は、事業の初期経費及び運営費として、下表に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

市町村においては、市町村の規則等に準じて定めることとする。

(別表) 助成対象経費の考え方

項目	対象経費の例	対象外経費の例
人件費	専任の非常勤職員の給与、アルバイトに支払う日当、有償ボランティアの報酬等（助成額の50%を上限）	団体構成員や常勤職員への給与・日当等
報償費	専門的な業務に関するコンサルティング料、アドバイザーへの謝礼等	団体の構成員・ボランティアに対する謝礼・返戻用の菓子折り・金券等
旅費	事業に必要な遠隔地への出張に係る交通費、移送支援等の事業に係る燃料代等	団体構成員の通勤費、タクシー代等
消耗品費	事務用品の購入費、材料費等	土産・賞品・記念品代等
印刷製本費	チラシ、ポスター、募集案内、事業報告書等の印刷費	団体機関紙・会報・定期刊行物の発行費用等
食糧費	子ども食堂・配食サービス等の事業に必要な食材費（参加者は無料又は食材費の一部のみ負担する場合）、熱中症対策の飲料等	会議の弁当・飲料等
通信運搬費	募集案内等の送付に係る配送料等、助成事業専用の携帯電話料（事業に不可欠な場合に限る）	既存の事務所の固定電話料、構成員の携帯電話料
委託費	専門的な知識や技術を要する業務を外部に委託する費用	事業全体の再委託
保険料	参加者等への行事保険料	
使用料及び賃借料	物品や会場などの賃借料・使用料、バスの借り上げ料等	賃貸借契約の確認の取れない個人宅に係る賃借料、団体事務所の賃借料
備品費	原則として単価が10万円以内（特殊な車両や機材等で他の事業との共用が難しい備品は10万円以上でも対象とする。）	単価が10万円以内であっても、助成事業専用の備品と判断することが難しい備品（スタッフが使用する乗用車・パソコン等は原則として対象外）
施設等の改修費等	新規に開設する施設の改修費・建物付属設備	既存の事務所の改修費

5 助成金交付額

負担割合及び助成限度額は下表のとおりとする。

事業実施区域	負担割合	助成限度額（県費）
1 市町村	県 1 / 3、市町村 概ね 1 / 3 以上、助成事業者 概ね 1 / 3 以内（※）	1, 6 6 6 千円
広域又は県全域	県 2 / 3、助成事業者 1 / 3	3, 3 3 3 千円

※負担割合は、県、市町村、助成事業者が各 3 分の 1 を原則とするが、県と市町村の助成対象経費が一致しない場合は、市町村の負担割合は県の助成対象経費ベースで概ね 3 分の 1 以上とする。概ねとは 8 0 % 以上とする。

6 助成金の交付対象とする助成事業の期間

助成金は、助成金交付決定を受けた日から 3 月 3 1 日までのものに対して交付する。ただし、前年度から継続して交付決定を受けた助成事業については、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

継続して助成金の交付を受けられる期間は最長 5 年間とする。

7 助成金の交付決定までの手続等

- (1) 事業者への事業説明及び申請に係る相談等については、県及び市町村が連携して行う。
- (2) 申請者は、県助成金に係る交付申請を市町村助成金に係る交付申請より先に提出することとする。
- (3) 県助成金の交付申請書は原則として「いばらき電子申請・届出システム」により提出することとする。ただし、インターネットの利用環境がない場合等の理由がある場合は、茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課に持参又は郵送により提出することができることとする。
- (4) 県は、申請のあった事業の実施区域である市町村に意見照会を実施する。ただし、広域又は全県域で展開する事業については、県の所管部局と調整することで市町村への意見照会を行わないことができることとする。
- (5) 市町村は、県から意見照会のあった事業について、市町村負担割合の助成金を交付できるか、申請のあった事業に係るニーズの有無、事業者の事業運営体制等に係る意見等を県に回答する。
- (6) 県は、市町村からの意見を踏まえ、審査会を開催して採択または不採択を決定する。
- (7) 県で交付決定のあった事業者は、市町村に助成金交付申請書を提出する。
- (8) 市町村は、申請のあった事業について交付決定をする。
- (9) 翌年度に助成金の申請をする予定の事業者は、県が指定した期間に、事業企画書の審査を受けることができる。
- (10) 翌年度の事業企画書の内示を受けた申請者は、翌年度の 4 月 1 日以降に県助成金に係る交付申請書及び市町村助成金に係る交付申請書を提出すること。

- (11) 事業企画書の審査は、交付申請書の審査に準じて行うこととする。
- (12) 事業企画書の内容について前年度に承認を受けた事業者からの助成金交付申請については、事業企画書の内容に変更がない場合に限り、審査を省略することができる。
- (13) 2年目以降まで継続して申請する事業者は、県が指定する期間に、前年度中に事業評価及び（9）の事業企画書の審査を受けることとする。

第5 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。